

短期利用特定施設入居者生活介護算定に係る確認書

事業所の名称	
介護保険事業所番号	

<p>① 当該特定施設入居者生活介護の事業を行う事業者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有している。</p> <p>② 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。</p> <p>③ 短期利用の利用開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。</p> <p>④ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。</p> <p>⑤ 法第76条の2第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、老人福祉法第29条第15項の規定による命令、社会福祉法第71条の規定による命令または高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けていないこと、受けたことがある場合にあっては、当該勧告・命令・指示等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
---	---